【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月16日
【中間会計期間】	第65期中（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）
【会社名】	株式会社コロワイド
【英訳名】	COLOWIDE CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　野尻　公平
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
【電話番号】	０４５－２７４－５９７０
【事務連絡者氏名】	経営企画本部長　石川　晃久
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目２番１号
【電話番号】	０４５－２７４－５９７０
【事務連絡者氏名】	経営企画本部長　石川　晃久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第一部【企業情報】

第１【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回次		第64期 中間連結会計期間	第65期 中間連結会計期間	第64期
会計期間		自　2025年４月１日 至　2025年９月30日	自　2026年４月１日 至　2026年９月30日	自　2025年４月１日 至　2026年３月31日
売上収益	（百万円）	141,467	173,623	300,090
事業利益	（百万円）	5,332	5,246	12,527
税引前中間（当期）利益	（百万円）	3,233	2,715	6,547
中間（当期）利益	（百万円）	1,734	863	1,713
親会社の所有者に帰属する中間（当期）利益	（百万円）	1,267	888	2,233
中間（当期）包括利益	（百万円）	1,725	606	7,207
親会社の所有者に帰属する中間（当期）包括利益	（百万円）	1,353	910	7,700
親会社の所有者に帰属する持分	（百万円）	77,884	84,152	84,232
総資産額	（百万円）	336,403	377,415	350,931
基本的１株当たり中間（当期）利益	（円）	6.64	2.79	15.73
希薄化後１株当たり中間（当期）利益	（円）	6.64	2.79	15.73
親会社所有者帰属持分比率	（%）	23.2	22.3	24.0
営業活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	13,896	16,854	28,714
投資活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△25,190	△47,062	△30,755
財務活動によるキャッシュ・フロー	（百万円）	△35	△3,942	△6,773
現金及び現金同等物の中間期末（期末）残高	（百万円）	60,125	29,052	63,191

（注）１．当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．上記指標は、国際会計基準（以下「IFRS会計基準」という。）により作成された要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいております。
３．希薄化後１株当たり中間（当期）利益は、希薄化効果を有している潜在株式が存在しない為、基本的１株当たり中間（当期）利益と同額であります。
４．事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。事業利益は、IFRS会計基準で定義されている指標ではありません。
５．第64期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第64期中間連結会計期間の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の見直しが反映された後の金額によっております。

２【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、当中間連結会計期間より、主要な関係会社の異動に伴い報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第４　経理の状況　１　要約中間連結財務諸表　要約中間連結財務諸表注記　５　セグメント情報」の（１）報告セグメントの概要をご参照下さい。主要な関係会社の異動については、以下の通りであります。

（C-United㈱）　当中間連結会計期間において、C-United㈱の株式を取得したため連結の範囲に含めております。

第２【事業の状況】

１【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

２【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

（１）財政状態及び経営成績の状況

①　財政状態

当中間連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末に比べ264億84百万円増加し、3,774億15百万円となりました。これは主に現金及び現金同等物が341億39百万円、営業債権及びその他の債権が16億16百万円減少したものの、のれんが378億21百万円、使用権資産が76億76百万円、有形固定資産が67億54百万円増加したことによるものです。

負債合計は、前連結会計年度末に比べ269億35百万円増加し、2,842億71百万円となりました。これは主に社債及び借入金が119億55百万円、リース負債が87億24百万円増加したことによるものです。

資本合計は、前連結会計年度末に比べ４億51百万円減少し、931億44百万円となりました。これは主に利益剰余金が２億４百万円、非支配持分が３億72百万円減少したことによるものです。

②　経営成績

当中間連結会計期間における我が国経済は、電子部品や半導体製造装置、データセンター向け通信インフラ関連製品などのAI関連需要の拡大に支えられ、企業部門を中心に底堅く推移しました。一方、個人消費につきましては、物価上昇の長期化を背景に節約志向が根強く、更に夏場の悪天候の影響もあって力強さを欠いております。世界経済につきましては、終結の兆しが見られないウクライナ戦争や中東情勢の悪化によるエネルギー価格や物流費の上昇に加え、米国における高所得層と中低所得層との経済的格差の拡大による社会不安の高まり、中国における内需不振など、予断を許さない状況が続いております。

外食産業におきましては、原材料費、人件費及び物流費などの上昇が止まらないほか、悪天候による深刻な影響を被りました。その一方、消費者はコストパフォーマンスに非常に敏感なため、メリハリ消費が一層顕著になっており、厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「外食日本一企業の実現、そしてグローバル外食企業へ」というビジョンのもと、消費者の皆様に選ばれるブランド作りを進めるとともに、中期経営計画「COLOWIDE Vision 2030」に基づき、中長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。

国内外食事業につきましては、グランドメニューの改定による商品力の強化に加え、旬の食材を取り入れた期間限定メニューの提供、IPコラボレーションによるイラストやキャラクターの活用などを引き続き行っております。更にメディアへの露出を増やすことによる話題の創出、自社ブランドの利便性の向上にも取り組み、認知度及び集客力の増強を図っております。たとえば「大戸屋」では、旬の食材を使用した限定メニューの提供や人気イラストとのコラボレーションを展開した結果、既存店売上高は59ヵ月連続で前年同月を上回りました。「牛角」においては、人気キャラクターや菓子メーカーとのコラボレーションを実施し、来店動機の喚起に取り組みました。「フレッシュネスバーガー」では、テレビ番組での露出を契機に集客が高まりました。居酒屋業態では、自社ブランド間の相互送客施策や、SNSを活用した会員基盤の拡大に取り組んだことにより、既存店の売上高が概ね堅調に推移しております。「ステーキ宮」では、魚介メニューやドリアなどを導入して利用シーンの拡大を図るとともに、不採算店舗の業態転換等を進めたものの、過去の価格政策の失敗による客数減少からの回復に時間を要しているため、本格的な業績回復には至っておりません。また「かっぱ寿司」では、価格訴求型の販売促進施策を継続的に実施したことにより、客数は前年同期を上回ったものの、原材料高騰の影響で売上総利益率の低下を招き、利益面では厳しい結果となりました。これはマーケティングの力不足もあり、価格以外での来店動機を十分に高められなかったことによるものと認識しております。更にM&Aによって2026年４月に連結子会社化したC-United㈱が運営するカフェ業態では、自社ブランドのキャラクターを活用したオリジナルグッズの提供・販売や、外部の人気キャラクターとのコラボレーションなどを通じて、来店動機の喚起と集客力の向上に取り組んでおります。しかしながら「カフェ・ベローチェ」や「珈琲館」は、長雨などの天候不順により客数が伸び悩みました。

海外外食事業につきましては、オセアニアを中心にプレミアムステーキ事業を展開するSeagrass Holdco Pty Ltdが業績を牽引しております。アジア及び中東地域では、現地で人気のキャラクターやメーカーとのコラボレーションなどを通じて、認知度及び集客力の向上に取り組みました。そして「牛角」及びその派生業態については、中東のほかインドネシア及び台湾でも出店を進めております。また「かっぱ寿司」は、ベトナムに初めて出店しました。フランチャイズ方式による海外展開を進めている「大戸屋」は、タイ、インドネシア及び台湾で出店を推進中です。一方、北米では景気の先行き不透明感を背景とした外食支出の抑制や、消費の二極化の影響を受けたこと

に加え、内部統制の更なる強化及び決算の早期化に向けた一時的費用を計上したことにより、利益が前年同期を大きく下回る結果となりました。

給食事業につきましては、病院・介護施設及び事業所などにおける新規拠点の獲得と収益性の改善に向け、提案力の向上や人材の育成などを通じて、事業成長を支える組織基盤の強化と運営モデルの進化を図りました。

サステナビリティへの取り組みにつきましては、神奈川及び長浜の工場において太陽光パネルを増設するなど、再生可能エネルギーの利用によるCO_2排出量削減を進めました。また「かっぱ寿司」では、植物由来の食材を使用したサステナブルメニューを展開中です。C-United㈱の「珈琲館」では、サステナブルな取り組みを行う農園から調達したコーヒー豆を使用した期間限定商品を展開しております。同社の焙煎所では、一部商品において珈琲生豆の配合から焙煎、梱包及び発送までを自社で行い、多様な人材が活躍できる環境作りにも取り組んでおります。食の安全・安心に関する取り組みとしては、神奈川、栃木、長浜及び静岡の４工場において、HACCPに基づくより高次の食品安全マネジメント規格「JFS-B Plus」の認証を取得し、衛生管理を一層徹底しました。

直営店舗の出退店につきましては、レストラン業態52店舗、居酒屋業態３店舗の合計55店舗を出店した一方、レストラン業態41店舗、居酒屋業態５店舗の合計46店舗を閉店しました。またC-United㈱のカフェ業態565店舗（直営390店舗、FC175店舗）が加わった結果、当中間連結会計期間末における直営店舗数は1,900店舗、FC店舗を含む総店舗数は3,185店舗となりました。

以上の取り組みを進めて参りました結果、当中間連結会計期間の連結業績につきましては、売上収益が1,736億23百万円、事業利益が52億46百万円、営業利益が51億31百万円、中間利益が８億63百万円、親会社の所有者に帰属する中間利益が８億88百万円となりました。

（注）事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。
事業利益は、IFRS会計基準で定義されている指標ではありません。

当社グループのセグメント別の業績は、次の通りであります。

a. ㈱コロワイドMD

㈱コロワイドMDは、各種食料品等の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、売上収益は534億24百万円（前年同期490億64百万円）、事業利益は25億51百万円（前年同期25億９百万円）、営業利益は26億28百万円（前年同期25億38百万円）となりました。

b. ㈱アトム

㈱アトムは、「ステーキ宮」、「にぎりの徳兵衛」、「カルビ大将」等レストラン業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ本部事業を行っております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、売上収益は155億29百万円（前年同期150億10百万円）、事業利益は３億21百万円（前年同期事業損失１億４百万円）、営業利益は２億60百万円（前年同期営業損失１億56百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては直営１店舗を新規出店し、直営３店舗の閉鎖を行い、当中間連結会計期間末の店舗数は245店舗（直営235店舗、FC10店舗）となっております。

c. ㈱レインズインターナショナル

㈱レインズインターナショナルは、「牛角」、「温野菜」、「土間土間」、「かまどか」、「FRESHNESS BURGER」等、国内及び海外においてレストラン業態・居酒屋業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ本部事業を行っております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、売上収益は440億95百万円（前年同期433億66百万円）、事業利益は15億83百万円（前年同期22億51百万円）、営業利益は14億66百万円（前年同期19億20百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては58店舗（FC22店舗・直営36店舗）を新規出店し、FCレストラン業態24店舗、FC居酒屋業態３店舗を直営化しました。一方、80店舗（FC51店舗・直営29店舗）の閉鎖を行い、直営レストラン業態18店舗をFC化しました。その結果、当中間連結会計期間末の店舗数は1,291店舗（FC796店舗・直営495店舗）となっております。

d. カッパ・クリエイト㈱

カッパ・クリエイト㈱は、国内及び海外において「かっぱ寿司」等のレストラン業態の直営飲食店の運営及び寿司・調理パン等のデリカ事業を行っております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、売上収益は367億23百万円（前年同期370億49百万円）、事業損失は８億70百万円（前年同期事業利益８億８百万円）、営業損失は11億７百万円（前年同期営業利益８億50百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては直営４店舗を新規出店し、直営４店舗の閉鎖を行い、当中間連結会計期間末の直営店舗数は312店舗となっております。

e. ㈱大戸屋ホールディングス

㈱大戸屋ホールディングスは、「大戸屋ごはん処」等、国内及び海外においてレストラン業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ本部事業を行っております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、売上収益は207億10百万円（前年同期177億52百万円）、事業利益は８億14百万円（前年同期８億45百万円）、営業利益は７億68百万円（前年同期９億58百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては15店舗（直営４店舗・FC11店舗）を新規出店しました。一方、３店舗（直営２店舗・FC１店舗）の閉鎖を行い、直営レストラン業態１店舗をFC化しました。その結果、当中間連結会計期間末の店舗数は472店舗（直営168店舗・FC304店舗）となっております。

f. Seagrass Holdco Pty Ltd

Seagrass Holdco Pty Ltdは、オセアニア地域等におけるステーキレストランチェーンの運営を行っております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、売上収益は137億85百万円（前年同期67億62百万円）、事業利益は14億44百万円（前年同期８億23百万円）、営業利益は13億93百万円（前年同期８億30百万円）となりました。

尚、店舗政策につきましては直営２店舗を新規出店し、当中間連結会計期間末の直営店舗数は23店舗となっております。

g. C-United㈱

C-United㈱は、「珈琲館」、「カフェ・ベローチェ」、「カフェ・ド・クリエ」等のカフェチェーンの直営飲食店の運営及びフランチャイズ本部事業、並びに物販事業・食材卸売事業を行っております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、売上収益は190億79百万円、事業利益は10億52百万円、営業利益は13億５百万円となりました。

尚、店舗政策につきましては当中間連結会計期間末の店舗数は565店舗（直営392店舗、FC173店舗）となっております。

h. その他

その他は、ワールドピーコム㈱におけるITシステムの企画・運用・保守、コールセンター事務、㈱N Baton Company及びその連結子会社における洋菓子の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱コロワイドダイニングにおける飲食店運営及びFC事業運営、㈱ダブリューピィージャパンにおける飲食店運営、㈱ベイ・フードファクトリーにおける飲食店運営、㈱ニフス及びその連結子会社における給食事業運営、㈱ハートフルダイニングにおける給食事業運営、㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営及び㈱コロワイドサポートセンターにおける労務関連業務となっております。

当中間連結会計期間の業績につきましては、売上収益は242億37百万円（前年同期221億76百万円）、事業利益は５億36百万円（前年同期３億42百万円）、営業利益は６億86百万円（前年同期５億61百万円）となりました。

（注）セグメントにつきましては、「要約中間連結財務諸表注記　５．セグメント情報」をご参照下さい。

（２）キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間末における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが168億54百万円、投資活動によるキャッシュ・フローが△470億62百万円、財務活動によるキャッシュ・フローが△39億42百万円、現金及び現金同等物に係る換算差額が11百万円となりました結果、前連結会計年度末に比べ341億39百万円減少し、290億52百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、主に税引前中間利益、減価償却費及び償却費によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、主に連結子会社の取得による支出、有形固定資産の取得による支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、主にリース負債の返済による支出によるものであります。

（３）経営方針・経営戦略等

当中間連結会計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

（４）事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

（５）研究開発活動

該当事項はありません。

3【重要な契約等】

（シンジケートローン契約について）

当社は、M&A資金として㈱みずほ銀行他金融機関７行を貸付人とし、シンジケートローン契約を締結しております。

契約日　　2026年９月25日
期末残高　　20,500百万円
返済期日　　2031年９月30日
担保　　㈱コロワイドMDが保有するC-United株式
特約の内容

（１）2027年３月期以降（2027年３月期を含む。）の各決算期末（いずれも直近12ヶ月）における借入人の連結ベースでのネット・レバレッジ・レシオ（α）を、各決算期末に、以下に記載の数値以下、かつ、正の値（但し、ネット・レバレッジ・レシオの計算に用いられるネット有利子負債が負の値である結果としてネット・レバレッジ・レシオが負の値になる場合を除く。）に維持すること。また、本契約締結日以降に借入人が行うM&Aに紐づく資金調達により、以下記載の数値に変更が必要と合理的に認められる場合には、貸付人及び借入人は誠実に協議し、借入人が行うM&Aに考慮するものとする。

2027年３月期：α≦4.0
2028年３月期：α≦3.0
2029年３月期：α≦3.0
2030年３月期：α≦3.0
2031年３月期：α≦3.0

（２）2027年３月期（2027年３月期を含む。）決算以降、各年度の決算期の末日及び第２四半期の末日における借入人の連結の財政状態計算書上の資本合計（IFRSベース）の金額を、前年同期比80%以上に維持すること。

（３）2027年３月期（2027年３月期を含む。）決算以降の連続する２期について、各年度の決算期における借入人の連結の損益計算書に示される営業損益（IFRSベース）が２期連続して損失とならないようにすること。なお、本号の遵守に関する最初の判定は、2027年３月期及びその直前の決算期を対象として行われる。

（４）2027年３月期（2027年３月期を含む。）決算以降、各年度の決算期の末日における借入人の連結の財政状態計算書上の純有利子負債残高の借入人の連結の損益計算書上の売上収益（IFRSベース）に対する割合を10/12以下に維持すること。本号において、純有利子負債とは、借入人の連結の財政状態計算書上における長期借入金（１年以内返済予定のものを含む。）、短期借入金、コマーシャルペーパー、普通社債（１年以内返済予定のものを含む。）、転換社債（１年以内返済予定のものを含む。）、新株引受権付社債（１年以内返済予定のものを含む。）及び新株予約権付社債（１年以内返済予定のものを含む。）の総額から現金及び預金を差し引いたものをいう。

第３【提出会社の状況】

１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	112,999,820
優先株式	30
第２回優先株式	50
第３回優先株式	100
計	113,000,000

②【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) （2026年９月30日）	提出日現在発行数(株) （2026年11月16日）	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	106,453,541	106,453,541	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数 100株（注１）
優先株式	30	30	非上場	単元株式数１株 （注２）
第２回優先株式	30	30	非上場	単元株式数１株 （注３）
第３回優先株式	90	90	非上場	単元株式数１株 （注４）
計	106,453,691	106,453,691	―	―

（注１）発行済株式のうち、29,500株は、現物出資（金銭報酬債権　60百万円）によるものであります。

（注２）資金調達を柔軟かつ機動的に行う為の選択肢の多様化を図り、適切な資本政策を実行することを可能とする為、会社法第108条第１項第３号に定める内容について普通株式と異なる定めをした優先株式の内容は次の通りであります。尚、単元株式数は１株であります。

１．優先配当金

（１）優先配当金の額

当会社は、普通株式を有する株主（以下、普通株主という）又は普通株式の登録質権者（以下、普通登録株式質権者という）に対して剰余金の配当を行う場合（以下、期末配当という）に限り、優先株式を有する株主（以下、優先株主という）又は優先株式の登録株式質権者（以下、優先登録株式質権者という）に対して、普通株主、普通登録株式質権者、第２回優先株式を有する株主（以下、第２回優先株主という）、第２回優先株式の登録株式質権者（以下、第２回優先登録株式質権者という）、第３回優先株式を有する株主（以下、第３回優先株主という）又は第３回優先株式の登録株式質権者（以下、第３回優先登録株式質権者という）に先立ち、優先株式１株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第1位を四捨五入する）の金銭（以下、優先配当金という）を支払う。

2009年４月１日以降の事業年度に関して

優先配当金＝100,000,000円×（日本円TIBOR+3.00％）

「日本円TIBOR」とは、優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。但し、午前11時における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円６ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR６ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。

（２）優先中間配当金の額	当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第２回優先株主、第２回優先登録株式質権者、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に先立ち、優先株式１株につき優先配当金の２分の１に相当する額の金銭（以下、優先中間配当金という）を支払う。 優先中間配当金が支払われた場合においては、優先配当金の支払いは、優先中間配当金を控除した額による。
（３）非累積条項	ある事業年度において、優先株主又は優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
（４）非参加条項	優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、優先配当金を超えて配当はしない。
２．残余財産の分配	当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第２回優先株主、第２回優先登録株式質権者、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に先立ち、優先株主又は優先登録株式質権者に対し、優先株式１株につき100,000,000円に本条第３項に定める経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。 優先株主又は優先登録株式質権者に対しては、この他残余財産の分配は行わない。
３．経過優先配当金相当額	優先株式１株当たりの経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る優先配当金について、１年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。但し、分配日の属する事業年度において優先株主又は優先登録株式質権者に対して優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
４．議決権	優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
５．買受け等	当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に優先株式のみを買い受けることができる。 優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第３項の請求をなし得ず、優先株主に関する請求権に係る同条第２項の招集通知の記載を要しない。
６．新株引受権等	当社は、優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
７．株式の分割又は併合	当社は、優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
８．取得請求	優先株主は、以下の定めに従い、当社に対して、自己の有する優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。 （１）優先株主は、2009年４月１日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、毎事業年度の末日の翌日から１ヶ月以内（以下、請求期間という）において、優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。 （２）当社は、優先株主による取得の請求を当社の取締役会が承認した場合、優先株主から（１）に定める請求があった場合、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会終結の日から２ヶ月以内に、優先株式１株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額の金銭を、取得と引換えに交付する。 （３）（２）に定める経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る優先配当金について、１年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。

	（４）（１）に定める請求は、請求期間が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、請求期間が属する事業年度の直前事業年度に関する定時株主総会において、配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び請求期間が属する事業年度において、既に取得が実行又は決定された価額の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とし、限度額を超えて請求がなされた場合、抽選その他の方法により決定する。
９．取得条項	当社は、いつでも優先株式の全部又は一部を、優先株式１株につき100,000,000円に経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、取得日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額を限度に取得することができる。 優先株式の一部を取得する場合は、抽選その他の方法により行う。上記に定める経過優先配当金相当額は、取得日が属する事業年度に係る優先配当金について１年を365日とし、取得日が属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。
10．会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無	会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。
11．議決権を有しないこととしている理由	資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮した為であります。

（注３）第２回優先株式の内容は、次の通りであります。

１．第２回優先配当金

（１）第２回優先配当金の額	当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第２回優先株主又は第２回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に先立ち、第２回優先株式１株につき以下の算式に従い計算される額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）の金銭（以下、第２回優先配当金という）を支払う。 2011年４月１日以降の事業年度に関して 第２回優先配当金＝100,000,000円×（日本円TIBOR＋3.5%） 「日本円TIBOR」とは、第２回優先配当金に関する事業年度の初日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）の午前11時における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）として全国銀行協会によって公表される数値をいう。但し、午前11時における日本円６ヶ月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート（日本円TIBOR）が上記の日に公表されない場合、同日（当日が銀行休業日の場合は、直前の銀行営業日）のロンドン時間午前11時におけるユーロ円６ヶ月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート（ユーロ円LIBOR６ヶ月物（360日ベース））として英国銀行協会によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められる数値を日本円TIBORとする。
（２）第２回優先中間配当金の額	当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第２回優先株主又は第２回優先登録株式質権者に対し、普通株主、普通登録株式質権者、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に先立ち、第２回優先株式１株につき第２回優先配当金の２分の１に相当する額の金銭（以下、第２回優先中間配当金という）を支払う。 第２回優先中間配当金が支払われた場合においては、第２回優先配当金の支払いは、第２回優先中間配当金を控除した額による。
（３）非累積条項	ある事業年度において、第２回優先株主又は第２回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第２回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

（４）非参加条項	第２回優先株主又は第２回優先登録株式質権者に対しては、第２回優先配当金を超えて配当はしない。
２．残余財産の分配	当会社の残余財産を分配するときは、普通株主、普通登録株式質権者、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に先立ち、第２回優先株主又は第２回優先登録株式質権者に対し、第２回優先株式１株につき100,000,000円に本条第３項に定める第２回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。 第２回優先株主又は第２回優先登録株式質権者に対しては、上記の他残余財産の分配は行わない。
３．第２回経過優先配当金相当額	第２回優先株式１株当たりの第２回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第２回優先配当金について、１年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。但し、分配日の属する事業年度において第２回優先株主又は第２回優先登録株式質権者に対して第２回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
４．議決権	第２回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。
５．買受け等	当社は、いつでも、他の種類の株式とは別に、第２回優先株式のみを買い受けることができる。 第２回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第３項の請求をなし得ず、第２回優先株主に関する請求権に係る同条第２項の招集通知の記載を要しない。
６．新株引受権等	当社は第２回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
７．株式の分割又は併合	当社は、第２回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
８．取得請求	（１）第２回優先株主は、2011年４月１日以降、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第２回優先株式１株につき100,000,000円に第２回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第２回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。 （２）（１）に定める第２回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第２回優先配当金について、１年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。 （３）（１）に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む）の合計額を控除した金額（以下「限度額」という）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
９．取得条項	（１）当社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第２回優先株式１株につき100,000,000円に第２回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第２回優先株式の全部又は一部を取得することができる。

	（２）一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。 （３）（１）に定める第２回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第２回優先配当金について、１年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。 （４）（１）に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、限度額という）を限度とする。
10. 会社法第322条第２項に規定する定款の定めの有無	会社法第322条第２項に規定する定款の定めはありません。
11. 議決権を有しないこととしている理由	資本の増強に当たり、既存の株主への影響を考慮した為であります。

（注４）第３回優先株式の内容は、次の通りであります。

１．第３回優先配当金

（１）第３回優先配当金の額	当会社は、普通株式又は普通株式の登録株式質権者に対して期末配当を行う場合に限り、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第３回優先株式１株につき以下の算式に従い計算される金額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）の金銭（以下、「第３回優先配当金」という。）を支払う。 第３回優先配当金＝100,000,000円×3.5%
（２）第３回優先中間配当金の額	当会社は、普通株主又は普通登録株式質権者に対して中間配当を行うときは、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第３回優先株式１株につき第３回優先配当金の２分の１に相当する額の金銭（以下、第３回優先中間配当金という）を支払う。 第３回優先中間配当金が支払われた場合においては、第３回優先配当金の支払いは、第３回優先中間配当金を控除した額による。
（３）非累積条項	ある事業年度において、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第３回優先配当金の額に達しない場合においても、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。
（４）非参加条項	第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に対しては、第３回優先配当金を超えて配当はしない。
２．残余財産の分配	当会社の残余財産を分配するときは、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に対し、第３回優先株式１株につき、100,000,000円に第３項に定める第３回経過優先配当金相当額を加えた額を支払う。 第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に対しては、上記の他、残余財産の分配は行わない。
３．第３回経過優先配当金相当額	第３回優先株式１株当たりの第３回経過優先配当金相当額は、残余財産の分配がなされる事業年度に係る第３回優先配当金について、１年を365日とし、残余財産の分配を行う日の属する事業年度の初日から残余財産の分配がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。但し、分配日の属する事業年度において第３回優先株主又は第３回優先登録株式質権者に対して第３回優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。
４．議決権	第３回優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

５．買受け等	当会社は、いつでも、他の種類の株式とは別に第３回優先株式のみを買い受けることができる。 第３回優先株主は、他の種類の株式に関する買受けについて、会社法第160条第３項の請求をなし得ず、第３回優先株主に関する請求権に係る同条第２項の招集通知の記載を要しない。
６．新株引受権等	当会社は、第３回優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権若しくは新株予約権付社債の引受権を与えない。
７．株式の分割又は併合	当会社は、第３回優先株式について株式の分割又は併合を行わない。
８．取得請求	（１）第３回優先株主は、当社の取締役会の承認を受けた場合に限り、法令上可能な範囲で、第３回優先株式１株につき100,000,000円に第３回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、当社に対して、自己の有する第３回優先株式の全部又は一部の取得を請求することができる。 （２）（１）に定める第３回経過優先配当金相当額は、取得がなされる事業年度に係る第３回優先配当金について、１年を365日とし、取得を行う日の属する事業年度の初日から取得の効力発生日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。 （３）（１）に定める取得請求は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金銭の額を含む）の合計額を控除した金額（以下、「限度額」という。）を限度とし、限度額を超える場合は、抽選その他の方法により決定する。
９．取得条項	（１）当会社は、取締役会決議をもって別途定める日において、第３回優先株式１株につき100,000,000円に第３回経過優先配当金相当額を加えた額を取得の対価として、第３回優先株式の全部又は一部を取得することができる。 （２）一部取得の場合は、抽選その他の方法により行う。 （３）（１）に定める第３回経過優先配当金相当額は、取得日の属する事業年度に係る第３回優先配当金について、１年を365日とし、取得日の属する事業年度の初日から取得がなされる日（いずれも、同日を含む）までの実日数で日割計算した額（円位未満小数第１位まで算出し、その小数第１位を四捨五入する）とする。 （４）（１）に定める取得は、取得の効力発生日が属する事業年度の直前事業年度の末日現在における配当可能利益の金額から、当該直前事業年度に関する定時株主総会において配当可能利益から配当し又は支払うことを決定した金額及び取得の効力発生日が属する事業年度において既に取得が実行又は決定された金額（他の種類の株式の取得と引換えに交付される金額の額を含む）の合計額を控除した金額を限度とする。

（２）【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

（３）【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（百万円）	資本金残高（百万円）	資本準備金増減額（百万円）	資本準備金残高（百万円）
2026年４月１日～2026年９月30日	―	普通株式 106,453,541 優先株式 30 第２回優先株式 30 第３回優先株式 90	―	43,814	―	33,532

（５）【大株主の状況】

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	東京都港区赤坂１－８－１	9,716,600	9.14
㈱サンクロード	神奈川県横浜市南区吉野町２－５	5,766,930	5.42
蔵人　良子	神奈川県逗子市	4,062,750	3.82
蔵人　賢樹	神奈川県横浜市	2,870,617	2.70
蔵人　金男	神奈川県逗子市	2,721,605	2.56
㈱日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１－８－12	1,332,900	1.25
鈴木　理永	神奈川県横浜市	844,625	0.79
JPMCB USA RESIDENTS PENSION JASDEC LEND 385051（常任代理人　㈱みずほ銀行決済営業部）	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A.（東京都港区港南２－15－１）	599,386	0.56
㈱日本カストディ銀行（信託口４）	東京都中央区晴海１－８－12	370,800	0.35
㈱みずほ銀行	東京都千代田区大手町１－５－５	354,375	0.33
計	－	28,640,588	26.93

（注）上記日本マスタートラスト信託銀行㈱及び㈱日本カストディ銀行の所有株式数は全て信託業務に係るものであります。

尚、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は、以下の通りであります。

2026年９月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権数（個）	総株主の議決権に対する所有議決権数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）	東京都港区赤坂１－８－１	97,166	9.15
㈱サンクロード	神奈川県横浜市南区吉野町２－５	57,669	5.43
蔵人　良子	神奈川県逗子市	40,627	3.83
蔵人　賢樹	神奈川県横浜市	28,706	2.70
蔵人　金男	神奈川県逗子市	27,216	2.56
㈱日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海１－８－12	13,329	1.26
鈴木　理永	神奈川県横浜市	8,446	0.80
JPMCB USA RESIDENTS PENSION JASDEC LEND 385051（常任代理人　㈱みずほ銀行決済営業部）	270 PARK AVENUE, NEW YORK, NY 10017, U.S.A.（東京都港区港南２－15－１）	5,993	0.56
㈱日本カストディ銀行（信託口４）	東京都中央区晴海１－８－12	3,708	0.35
㈱みずほ銀行	東京都千代田区大手町１－５－５	3,543	0.33
計	－	286,403	26.97

（６）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2026年９月30日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	優先株式 30	―	優先株式の内容は「１．株式等の状況」の「（１）株式の総数等」の「②　発行済株式」の注記に記載されております。
	第２回優先株式 30	―	
	第３回優先株式 90	―	
議決権制限株式（自己株式等）	―	―	―
議決権制限株式（その他）	―	―	―
完全議決権株式（自己株式等）	普通株式 103,700	―	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式（その他）	普通株式 106,197,600	1,061,976	同上
単元未満株式	普通株式 152,241	―	同上
発行済株式総数	106,453,691	―	―
総株主の議決権	―	1,061,976	―

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2,400株含まれております。
また「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数24個が含まれております。

②【自己株式等】

2026年９月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数（株）	他人名義所有株式数（株）	所有株式数の合計（株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社コロワイド	横浜市西区みなとみらい２-２-１	103,700	―	103,700	0.10
計	―	103,700	―	103,700	0.10

２【役員の状況】

該当事項はありません。

第４【経理の状況】

１．要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下、「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

また当社は、金融商品取引法第24条の５第１項の表の第１号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第１編及び第５編の規定により第１種中間連結財務諸表を作成しております。

２．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年４月１日から2026年９月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる期中レビューを受けております。

1【要約中間連結財務諸表】

（1）【要約中間連結財政状態計算書】

（単位：百万円）

	注記	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		63,191	29,052
営業債権及びその他の債権		18,022	16,407
その他の金融資産	11	445	907
棚卸資産		5,900	8,109
未収法人所得税		205	211
その他の流動資産		4,114	5,220
流動資産合計		91,878	59,906
非流動資産			
有形固定資産		59,767	66,521
使用権資産		28,357	36,032
のれん	6	120,823	158,644
無形資産		17,632	17,873
投資不動産		593	593
その他の金融資産	11	21,124	27,076
繰延税金資産		10,229	10,093
その他の非流動資産		527	676
非流動資産合計		259,053	317,510
資産合計		350,931	377,415

（単位：百万円）

	注記	前連結会計年度 （2026年３月31日）	当中間連結会計期間 （2026年９月30日）
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	11	29,694	31,654
社債及び借入金	11	38,275	40,132
リース負債		16,582	18,531
その他の金融負債	11	499	492
未払法人所得税		2,442	1,633
引当金		4,220	4,059
契約負債等		530	589
その他の流動負債		14,308	17,277
流動負債合計		106,551	114,367
非流動負債			
営業債務及びその他の債務	11	6,510	5,981
社債及び借入金	11	107,515	117,614
リース負債		23,981	30,757
その他の金融負債	11	1,124	1,164
引当金		6,527	8,286
繰延税金負債		3,623	3,698
契約負債等		599	550
その他の非流動負債		905	1,853
非流動負債合計		150,785	169,903
負債合計		257,336	284,271
資本			
資本金		43,814	43,814
資本剰余金	8	56,613	56,688
自己株式	8	△95	△67
その他の資本の構成要素		5,645	5,667
利益剰余金		△21,746	△21,950
親会社の所有者に帰属する持分合計		84,232	84,152
非支配持分		9,364	8,992
資本合計		93,596	93,144
負債及び資本合計		350,931	377,415

（２）【要約中間連結損益計算書】

（単位：百万円）

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
売上収益	５,10	141,467	173,623
売上原価		57,452	68,921
売上総利益		84,015	104,702
販売費及び一般管理費		78,683	99,456
その他の営業収益		502	975
その他の営業費用		787	1,090
営業利益	５	5,048	5,131
金融収益		305	589
金融費用		2,120	3,005
税引前中間利益		3,233	2,715
法人所得税費用		1,499	1,851
中間利益		1,734	863
中間利益の帰属			
親会社の所有者		1,267	888
非支配持分		467	△24
中間利益		1,734	863
１株当たり中間利益			
基本的１株当たり中間利益（円）	12	6.64	2.79
希薄化後１株当たり中間利益（円）	12	6.64	2.79

（注）売上総利益から事業利益への調整表

売上総利益	84,015	104,702
販売費及び一般管理費	78,683	99,456
事業利益（※）	5,332	5,246

（※）事業利益 = 「売上収益 - 売上原価 - 販売費及び一般管理費」により計算しております。当社は、経常的事業活動からの収益の指標として、事業利益を重視しております。
事業利益は、IFRS会計基準で定義されている指標ではありません。

（３）【要約中間連結包括利益計算書】

（単位：百万円）

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
中間利益		1,734	863
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		39	59
純損益に振り替えられることのない項目合計		39	59
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		△56	△430
キャッシュ・フロー・ヘッジ		8	113
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		△48	△317
税引後その他の包括利益		△9	△258
中間包括利益		1,725	606
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		1,353	910
非支配持分		372	△304
中間包括利益		1,725	606

（４）【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				
					その他の資本の構成要素	
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2025年４月１日残高		43,814	56,576	△109	67	144
中間利益		―	―	―	―	―
その他の包括利益		―	―	―	26	△2
中間包括利益		―	―	―	26	△2
自己株式の取得		―	―	△0	―	―
自己株式の処分	8	―	29	15	―	―
配当金	9	―	―	―	―	―
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		―	7	―	―	―
所有者との取引額合計		―	35	15	―	―
2025年９月30日残高		43,814	56,611	△94	93	142

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2025年４月１日残高		△33	178	△22,922	77,537	9,571	87,108
中間利益		―	―	1,267	1,267	467	1,734
その他の包括利益		62	86	―	86	△95	△9
中間包括利益		62	86	1,267	1,353	372	1,725
自己株式の取得		―	―	―	△0	―	△0
自己株式の処分	8	―	―	―	44	―	44
配当金	9	―	―	△1,057	△1,057	△161	△1,217
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		―	―	―	7	10	17
所有者との取引額合計		―	―	△1,057	△1,006	△151	△1,157
2025年９月30日残高		29	264	△22,712	77,884	9,793	87,677

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				
					その他の資本の構成要素	
		資本金	資本剰余金	自己株式	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	キャッシュ・フロー・ヘッジ
2026年４月１日残高		43,814	56,613	△95	113	383
中間利益		―	―	―	―	―
その他の包括利益		―	―	―	58	108
中間包括利益		―	―	―	58	108
自己株式の取得		―	―	△0	―	―
自己株式の処分	8	―	57	28	―	―
配当金	9	―	―	―	―	―
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		―	18	―	―	―
所有者との取引額合計		―	75	28	―	―
2026年９月30日残高		43,814	56,688	△67	171	492

	注記	親会社の所有者に帰属する持分				非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		利益剰余金	親会社の所有者に帰属する持分合計		
		在外営業活動体の換算差額	その他の資本の構成要素合計				
2026年４月１日残高		5,149	5,645	△21,746	84,232	9,364	93,596
中間利益		―	―	888	888	△24	863
その他の包括利益		△145	22	―	22	△280	△258
中間包括利益		△145	22	888	910	△304	606
自己株式の取得		―	―	―	△0	―	△0
自己株式の処分	8	―	―	―	85	―	85
配当金	9	―	―	△1,092	△1,092	△77	△1,170
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		―	―	―	18	10	28
所有者との取引額合計		―	―	△1,092	△990	△67	△1,057
2026年９月30日残高		5,004	5,667	△21,950	84,152	8,992	93,144

（５）【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

（単位：百万円）

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年４月１日 至　2025年９月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年４月１日 至　2026年９月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		3,233	2,715
減価償却費及び償却費		12,455	17,016
減損損失		182	630
金融収益		△305	△589
金融費用		2,120	3,005
固定資産除売却損益（△は益）		53	48
棚卸資産の増減額（△は増加）		△631	△2,017
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）		2,848	3,186
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）		△2,036	△1,392
その他		△767	△847
小計		17,151	21,754
利息及び配当金の受取額		191	105
利息の支払額		△1,891	△2,759
法人所得税の還付額		145	182
法人所得税の支払額		△1,701	△2,428
営業活動によるキャッシュ・フロー		13,896	16,854
投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入れによる支出		―	△244
有形固定資産の取得による支出		△6,556	△5,144
有形固定資産の売却による収入		344	596
敷金及び保証金の差入による支出		△475	△603
敷金及び保証金の回収による収入		667	568
連結子会社の取得による支出	6	△18,657	△41,104
その他		△513	△1,132
投資活動によるキャッシュ・フロー		△25,190	△47,062
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額（△は減少）		23,645	283
長期借入れによる収入		11,800	29,821
長期借入金の返済による支出		△23,263	△19,262
社債の発行による収入	7	488	―
社債の償還による支出	7	△3,649	△2,790
リース負債の返済による支出		△7,842	△10,826
配当金の支払額	9	△1,055	△1,090
非支配株主への配当金の支払額		△159	△77
その他		△0	△0
財務活動によるキャッシュ・フロー		△35	△3,942
現金及び現金同等物に係る換算差額		△82	11
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		△11,412	△34,139
現金及び現金同等物の期首残高		71,537	63,191
現金及び現金同等物の中間期末残高		60,125	29,052

【要約中間連結財務諸表注記】

１．報告企業

株式会社コロワイド（以下「当社」という。）は日本に所在する企業であります。その登記されている本社及び主要な事業所の住所はウェブサイト（URL https://www.colowide.co.jp/）で開示しております。2026年９月30日に終了する６ヶ月間の当社の要約中間連結財務諸表は、当社及びその子会社（以下、「当社グループ」という。）により構成されています。

当社グループは、外食事業を幅広く営んでおり、直営による飲食店チェーンを展開すると共に、フランチャイズ加盟店の募集、加盟店の経営指導、商品の企画販売及び食材等の供給を行っております。

２．作成の基礎

（１）IFRS会計基準に準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、連結財務諸表規則第１条の２に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たすことから、同第312条の規定により、IAS第34号に準拠して作成しております。

要約中間連結財務諸表は、年次連結財務諸表で要求されている全ての情報が含まれていない為、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

本要約中間連結財務諸表は、2026年11月16日に代表取締役社長野尻公平によって承認されております。

（２）機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、当社の機能通貨である日本円を表示通貨としており、百万円未満を四捨五入して表示しております。

３．重要性がある会計方針

本要約中間連結財務諸表において適用する重要性がある会計方針は、以下を除き、前連結会計年度の連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

当社グループは、当中間連結会計期間より、以下の基準を適用しております。

IFRS会計基準		新設・改訂の概要
IFRS第９号 IFRS第７号	金融商品の分類及び測定の修正	金融資産の分類の明確化、金融負債の認識中止要件の追加及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関する開示規定の改訂
IFRS第９号 IFRS第７号	自然依存電力を参照する契約	自然依存電力の契約をより適切に財務諸表に反映するための修正

当該基準の適用による要約中間連結財務諸表に与える影響はありません。

４．重要な会計上の見積り及び見積りを伴う判断

当社グループは、要約中間連結財務諸表の作成において、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定を用いております。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識しております。

要約中間連結財務諸表の金額に重要な影響を与える判断及び見積りは、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

５．セグメント情報

（１）報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価する為に、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当中間連結会計期間において、C-United㈱を連結子会社化し、報告セグメントを新たに追加しております。

上記のセグメント変更に伴い、前中間連結会計期間のセグメント情報については、変更後の報告セグメントの区分に組み替えて表示しております。

当社グループは、主として直営飲食店の運営及びFC事業の展開を行っております。業態の類似性、営業業態の共通性等を総合的に考慮し、「㈱コロワイドMD」、「㈱アトム」、「㈱レインズインターナショナル」、「カッパ・クリエイト㈱」、「㈱大戸屋ホールディングス」、「Seagrass Holdco Pty Ltd」及び「C-United㈱」の７つを報告セグメントとしております。尚、セグメントの経営成績には、「㈱レインズインターナショナル」は子会社26社、「カッパ・クリエイト㈱」は子会社５社、「㈱大戸屋ホールディングス」は子会社７社、「Seagrass Holdco Pty Ltd」は子会社48社を含んでおります。

㈱コロワイドMDは、各種食料品等の商品開発・調達・製造・物流のマーチャンダイジング全般を行っております。

㈱アトムは、「ステーキ宮」、「にぎりの徳兵衛」、「カルビ大将」等のレストラン業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ本部事業を行っております。

㈱レインズインターナショナルは、「牛角」、「温野菜」、「土間土間」、「かまどか」、「FRESHNESS BURGER」等、国内及び海外においてレストラン業態・居酒屋業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ本部事業を行っております。

カッパ・クリエイト㈱は、国内及び海外において「かっぱ寿司」等のレストラン業態の直営飲食店の運営及び寿司・調理パン等のデリカ事業を行っております。

㈱大戸屋ホールディングスは、「大戸屋ごはん処」等、国内及び海外においてレストラン業態の直営飲食店の運営及びフランチャイズ本部事業を行っております。

Seagrass Holdco Pty Ltdは、オセアニア地域等におけるステーキレストランチェーンの運営を行っております。

C-United㈱は、「珈琲館」、「カフェ・ベローチェ」、「カフェ・ド・クリエ」等のカフェチェーンの直営飲食店の運営及びフランチャイズ本部事業、並びに物販事業・食材卸売事業を行っております。

（２）報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は「３．重要性がある会計方針」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

（３）報告セグメントごとの売上収益、利益又は損失、及びその他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								その他（注５）	合計	調整額（注６）	要約中間連結財務諸表計上額（注７）
	㈱コロワイドMD	㈱アトム	㈱レインズインターナショナル（注１）	カッパ・クリエイト㈱（注２）	㈱大戸屋ホールディングス（注３）	Seagrass Holdco Pty Ltd（注４）	C-United㈱	合計				
売上収益												
外部顧客への売上収益	1,458	15,010	42,682	36,695	17,712	6,762	－	120,318	21,149	141,467	－	141,467
セグメント間の内部売上収益又は振替高	47,606	－	685	354	40	－	－	48,685	1,027	49,712	△49,712	－
合計	49,064	15,010	43,366	37,049	17,752	6,762	－	169,003	22,176	191,179	△49,712	141,467
セグメント利益又は損失（△）	2,538	△156	1,920	850	958	830	－	6,940	561	7,501	△2,453	5,048
金融収益												305
金融費用												2,120
税引前中間利益												3,233
法人所得税費用												1,499
中間利益												1,734

（注１）「㈱レインズインターナショナル」セグメントには、㈱レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

（注２）「カッパ・クリエイト㈱」セグメントには、カッパ・クリエイト㈱及びその連結子会社が含まれております。

（注３）「㈱大戸屋ホールディングス」セグメントには、㈱大戸屋ホールディングス及びその連結子会社が含まれております。

（注４）「Seagrass Holdco Pty Ltd」セグメントには、Seagrass Holdco Pty Ltd及びその連結子会社が含まれております。

（注５）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱におけるITシステムの企画・運用・保守、コールセンター事務、㈱シルスマリアにおける生菓子、焼き菓子、チョコレート（生チョコ他）の製造・販売、㈱N Baton Company及びその連結子会社における洋菓子の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱コロワイドダイニングにおける飲食店運営及びFC事業運営、㈱ダブリューピィージャパンにおける飲食店運営、㈱ベイ・フードファクトリーにおける飲食店運営及びFC事業運営、㈱ニフス及びその連結子会社における給食事業運営、㈱ハートフルダイニングにおける給食事業運営、㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営及び㈱コロワイドサポートセンターにおける労務関連業務となっております。

（注６）調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。
またセグメント利益の調整額△24億53百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

（注７）セグメント利益は、要約中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント								その他（注５）	合計	調整額（注６）	要約中間連結財務諸表計上額（注７）
	㈱コロワイドMD	㈱アトム	㈱レインズインターナショナル（注１）	カッパ・クリエイト㈱（注２）	㈱大戸屋ホールディングス（注３）	Seagrass Holdco Pty Ltd（注４）	C-United㈱	合計				
売上収益												
外部顧客への売上収益	1,896	15,529	43,423	36,444	20,475	13,785	19,079	150,632	22,991	173,623	－	173,623
セグメント間の内部売上収益又は振替高	51,528	－	672	279	235	－	－	52,714	1,246	53,960	△53,960	－
合計	53,424	15,529	44,095	36,723	20,710	13,785	19,079	203,347	24,237	227,584	△53,960	173,623
セグメント利益又は損失（△）	2,628	260	1,466	△1,107	768	1,393	1,305	6,712	686	7,398	△2,267	5,131
金融収益												589
金融費用												3,005
税引前中間利益												2,715
法人所得税費用												1,851
中間利益												863

（注１）「㈱レインズインターナショナル」セグメントには、㈱レインズインターナショナル及びその連結子会社が含まれております。

（注２）「カッパ・クリエイト㈱」セグメントには、カッパ・クリエイト㈱及びその連結子会社が含まれております。

（注３）「㈱大戸屋ホールディングス」セグメントには、㈱大戸屋ホールディングス及びその連結子会社が含まれております。

（注４）「Seagrass Holdco Pty Ltd」セグメントには、Seagrass Holdco Pty Ltd及びその連結子会社が含まれております。

（注５）「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、ワールドピーコム㈱におけるITシステムの企画・運用・保守、コールセンター事務、㈱N Baton Company及びその連結子会社における洋菓子の製造・販売、㈱ココットにおける事務処理業務、㈱コロワイドダイニングにおける飲食店運営及びFC事業運営、㈱ダブリューピィージャパンにおける飲食店運営、㈱ベイ・フードファクトリーにおける飲食店運営、㈱ニフス及びその連結子会社における給食事業運営、㈱ハートフルダイニングにおける給食事業運営、㈱フューチャーリンクにおけるFC事業運営及び㈱コロワイドサポートセンターにおける労務関連業務となっております。

（注６）調整額は、セグメント間取引消去によるものであります。
またセグメント利益の調整額△22億67百万円には、未実現利益の調整額及び報告セグメントに帰属しない一般管理費等が含まれております。

（注７）セグメント利益は、要約中間連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

（４）地域別に関する情報

売上収益及び非流動資産の地域別内訳は以下の通りであります。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

①外部顧客への売上収益

（単位：百万円）

日本	北米	アジア	オセアニア	合計
119,114	8,228	7,940	6,184	141,467

②非流動資産（金融商品、繰延税金資産及び保険契約から生じる権利を除く）

（単位：百万円）

日本	北米	アジア	オセアニア	合計
187,835	20,569	4,298	8,694	221,396

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

①外部顧客への売上収益

（単位：百万円）

日本	北米	アジア	オセアニア	合計
143,641	8,217	8,926	12,839	173,623

②非流動資産（金融商品、繰延税金資産及び保険契約から生じる権利を除く）

（単位：百万円）

日本	北米	アジア	オセアニア	合計
240,512	20,051	4,747	15,030	280,340

（５）主要な顧客に関する情報

前中間連結会計期間及び当中間連結会計期間において、当社グループは一般消費者向けの事業を営んでおり、当社グループの売上収益の10%以上を占める単一の外部顧客（グループ）は存在しない為、記載を省略しております。

６．企業結合

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社は2025年６月２日に子会社である㈱コロワイドMDを通じ、Seagrass Holdco Pty Ltd（以下「対象会社」という）の株式の100%を取得し、完全子会社と致しました。

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　Seagrass Holdco Pty Ltd

事業の内容　　オセアニア地域等におけるステーキレストランチェーンの運営

（２）企業結合日

2025年６月２日

（３）取得した議決権比率

100%

（４）企業結合を行った主な理由

当社グループは、2030年までを対象期間とする中期経営計画「COLOWIDE Vision 2030」の実現に向けて、事業規模の拡大及び収益性の強化に取り組んでおります。「COLOWIDE Vision 2030」においては、国内外食事業を基盤としつつも、市場の拡大が見込まれる海外外食事業の強化及び給食事業の飛躍的成長を通じて、2030年３月期に連結売上収益5,000億円の達成を目標として設定しています。

当社グループの海外外食事業は、北米、東アジア、東南アジアにおいて約400店舗を運営していますが、昨年度からはアラブ首長国連邦においても現地企業とのJVにより、新たな牛角事業の展開を開始しています。

他方、対象会社は、高品質の商品や洗練された空間・サービスをお客さまに提供するプレミアムステーキハウスをオーストラリアにおいて17店舗、アラブ首長国連邦において２店舗を展開し、オセアニア地域No.１のステーキレストランチェーンとして、高い知名度、事業性及び収益性を有しております。

今後の対象会社の事業成長を期す観点からは、既存事業を展開するオーストラリア・アラブ首長国連邦に加え、近々東南アジアを中心とするアジア地域への進出が見込まれるところ、当社グループは、アジア各国において幅広く事業を展開していることから、対象会社のアジア進出を力強くサポートし、対象会社の事業成長及び当社グループへの貢献を促すことが可能となります。

また対象会社は牛肉の調達に関して、オーストラリア国内の有力なパッカーと強固な信頼関係・取引関係を構築しており、これらの関係性を当社グループ全体として活用することで、当社グループにおける牛肉の安定調達及びアジアを中心としたサプライチェーン網の構築による流通収益の強化を実現することが可能となります。

（５）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

（６）企業結合日における支払対価

（単位：百万円）

取得により支出した現金及び現金同等物	20,155
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	1,499
子会社の取得による支出	18,657

（７）企業結合日における取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

支払対価の公正価値	20,155
流動資産	2,624
非流動資産	11,515
流動負債	4,044
非流動負債	13,688
のれん	23,749

（企業結合に係る暫定的な会計処理の確定）

当該企業結合に関し、前中間連結会計期間においては取得原価の配分が完了しておらず、暫定的な金額となっておりましたが、前連結会計年度末に確定しております。

この暫定的な会計処理の確定に伴い、取得日の公正価値の当初測定額の見直しがなされております。前中間連結会計期間の企業結合日における公正価値の測定価額と比較すると、非流動資産が4,621百万円、流動負債が34百万円、非流動負債が1,600百万円増加し、のれんが2,987百万円の減少となりました。

なお、この暫定的な会計処理の確定が損益に与える影響は軽微であります。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当社は2026年４月１日に子会社である㈱コロワイドMDを通じ、C-United株式会社（以下「対象会社」という）の株式の100%を取得し、完全子会社と致しました。

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称　C-United株式会社

事業の内容　　カフェチェーンの運営

（２）企業結合日

2026年４月１日

（３）取得した議決権比率

100%

（４）企業結合を行った主な理由

当社グループは、2030年までを対象期間とする中期経営計画「COLOWIDE Vision 2030」の実現に向けて、事業規模の拡大及び収益性の強化に取り組んでおります。「COLOWIDE Vision 2030」においては、海外事業分野の大幅な強化とM&Aも含めた給食事業の飛躍的成長の他、当社グループの主力事業領域である国内外食事業ではM&Aによる国内外食市場におけるシェアアップと収益性の向上を通じて、2030年３月期に連結売上収益5,000億円の達成を目標として設定しています。

対象会社は、「珈琲館」「カフェ・ベローチェ」「カフェ・ド・クリエ」の３業態を中心に、カフェチェーンとして全国で565店舗（直営及びFC計、2026年４月１日時点）を展開しております。対象会社が営むカフェ事業の市場規模はコロナ禍以降も持続的に成長していることに加え、大手カフェチェーンの市場占有率は緩やかに増加していることから、対象会社事業は引き続き安定的に成長していくことが期待されます。

また、対象会社は、客層や客単価の異なる３業態を有していることから、立地やオケージョンの使い分け及び同一エリアでのドミナント出店など競争優位性を備えており、カフェ市場においても一層の成長が可能であると考えております。

また、当社グループとのシナジーとして、グループが有する「チーズガーデン」をはじめとする複数のスイーツブランド製品の販売による売上高の拡大の他、立地情報の共有化による出店スピード・精度の向上、当社グループの既存FC企業と連携することによるFC開拓・出店の強化及び仕入価格・物流費用の低減などを通じた、対象会社及び当社グループ双方の更なる事業価値向上を見込んでおります。

当社グループでは、本件取引によって、マクロ環境及び消費者の嗜好の多様化などにより変化し続ける国内外食市場において、カフェチェーンとして有数の事業規模及び独自の強みを有する対象会社を迎え入れることで、客単価及び利用シーンなどの観点から業態ポートフォリオの充実を図って参ります。

（５）企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

（６）企業結合日における支払対価

（単位：百万円）

取得により支出した現金及び現金同等物	44,092
取得時に被取得会社が保有していた現金及び現金同等物	2,988
子会社の取得による支出	41,104

（７）企業結合日における取得資産及び引受負債の公正価値

（単位：百万円）

支払対価の公正価値	44,092
流動資産	5,376
非流動資産	22,550
流動負債	9,520
非流動負債	12,267
のれん	37,952

※取得した資産及び引き受けた負債については、取得日において取得対価の配分が完了していないため、現時点で入手可能な情報に基づいて暫定的に算定しております。

７．社債

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

㈱レインズインターナショナルは、第19回無担保社債500百万円（利率1.54%、償還期限2032年８月27日）を発行しております。

償還された社債の累計額は31銘柄計3,649百万円です。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

償還された社債の累計額は24銘柄計2,790百万円です。

８．資本及びその他の資本項目

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

当社は2025年７月15日開催の取締役会決議に基づき、2025年８月12日に譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分致しました。本自己株式の処分により資本剰余金が29百万円増加しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

当社は2026年７月14日開催の取締役会決議に基づき、2026年８月12日に譲渡制限付株式報酬として自己株式を処分致しました。本自己株式の処分により資本剰余金が57百万円増加しております。

９．配当金

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2025年５月９日取締役会	普通株式	531	5	2025年３月31日	2025年６月５日	利益剰余金
	優先株式	98	3,252,730			
	第２回優先株式	113	3,752,730			
	第３回優先株式	315	3,500,000			

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日	配当の原資
2026年５月８日取締役会	普通株式	532	5	2026年３月31日	2026年６月４日	利益剰余金
	優先株式	115	3,847,270			
	第２回優先株式	130	4,347,270			
	第３回優先株式	315	3,500,000			

10. 売上収益

収益の分解

当社グループは、収益を主要な財・サービスの種類別により分解しております。これらの分解した収益とセグメント売上収益との関係は、以下の通りであります。

前中間連結会計期間（自　2025年４月１日　至　2025年９月30日）

（単位：百万円）

		報告セグメント							その他	合計
		㈱コロワイドMD	㈱アトム	㈱レインズインターナショナル	カッパ・クリエイト㈱	㈱大戸屋ホールディングス	Seagrass Holdco Pty Ltd	C-United㈱		
財・サービスの種類別	サービスの提供	―	14,996	27,490	30,164	12,407	6,723	―	17,763	109,543
	物品の販売	1,390	―	12,028	6,532	4,502	―	―	3,054	27,505
	その他	68	13	2,771	―	803	39	―	333	4,027
合計		1,458	15,010	42,289	36,695	17,712	6,762	―	21,149	141,075

（注）顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

当中間連結会計期間（自　2026年４月１日　至　2026年９月30日）

（単位：百万円）

		報告セグメント							その他	合計
		㈱コロワイドMD	㈱アトム	㈱レインズインターナショナル	カッパ・クリエイト㈱	㈱大戸屋ホールディングス	Seagrass Holdco Pty Ltd	C-United㈱		
財・サービスの種類別	サービスの提供	―	15,498	28,414	30,190	14,080	13,693	17,126	19,095	138,095
	物品の販売	1,846	―	11,641	6,255	5,421	―	1,696	3,404	30,262
	その他	50	31	2,887	―	975	92	98	492	4,625
合計		1,896	15,529	42,942	36,444	20,475	13,785	18,920	22,991	172,983

（注）顧客との契約から生じる収益は、外部顧客への売上収益で表示しております。

顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益の内訳は、以下の通りであります。

（単位：百万円）

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
顧客との契約から認識した収益	141,075	172,983
その他の源泉から認識した収益	392	641
合計	141,467	173,623

その他の源泉から認識した収益は、IFRS第16号に基づくリース収益等であります。

サービスの提供

主なサービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であります。当該料理の提供による収益は、顧客へ料理を提供し、対価を収受した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。各月の収益として計上された金額は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

物品の販売

主な物品の販売による収益は、フランチャイズ（FC）加盟店に対する食材の販売及び菓子・惣菜等の販売店舗における加工食品の販売であります。当該食材の販売及び加工食品による収益は、顧客に商品を引渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。約束された対価は履行義務の充足時点から概ね１ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループが顧客に対して支払いを行っている場合で、顧客に支払われる対価が顧客からの別途の財又はサービスに対する支払いでない場合には、取引価格からその対価を控除し、収益を測定しております。

その他

主なその他の収益は、店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入（FC加盟金及びロイヤルティ収入）によるものであります。当該店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入は、取引の実態に従って収益を認識しております。

FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間に亘って収益として認識しております。

ロイヤルティ収入は、FC加盟者の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。約束された対価は、履行義務の充足時点から概ね１ヶ月で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

11. 金融商品

（１）公正価値の測定方法

金融商品の公正価値の主な測定方法は、以下の通りであります。

尚、下記を除く金融商品は主に短期間で決済されるものである等、公正価値は帳簿価額に近似している為、当該帳簿価額によっております。

①　敷金・保証金

敷金・保証金の公正価値は、償還予定時期を見積り、敷金・保証金の回収見込額を、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

②　リース債権

リース債権の公正価値は、元金利の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

③　設備・工事未払金

１年内支払予定を除く割賦購入による未払金の公正価値は、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

④　社債及び借入金

社債及び借入金のうち、固定金利によるものの公正価値は、元利金の合計額である将来キャッシュ・フローを、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。社債及び借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当社グループの信用状態は借入実行後大きな変動はないことから、契約上の金額である帳簿価額が公正価値となっております。

⑤　優先株式

優先株式の公正価値は、優先配当金の合計額である将来キャッシュ・フローを、安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑥　株式

上場株式の公正価値は、市場における公表価格に基づいて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル１に区分されます。

非上場株式の公正価値は、類似上場企業比較法、純資産に基づく評価技法等を用いて測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル３に区分されます。

⑦　デリバティブ

デリバティブは、金利スワップ契約で構成されています。

金利スワップ契約の公正価値は、将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値に基づき測定しており、公正価値ヒエラルキーレベル２に区分されます。

（２）償却原価で測定される金融商品の公正価値

償却原価で測定される金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下の通りであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 （2026年３月31日）		当中間連結会計期間 （2026年９月30日）	
	帳簿価額	公正価値	帳簿価額	公正価値
（金融資産）				
その他の金融資産				
敷金・保証金	16,605	16,413	21,553	21,346
リース債権（注２）	1,005	1,092	1,060	1,091
合計	17,610	17,505	22,613	22,437
（金融負債）				
営業債務及びその他の債務				
設備・工事未払金（注２）	9,893	10,023	9,277	9,021
社債及び借入金				
社債（注２）	23,699	23,283	20,974	20,353
借入金（注２）	122,091	121,459	136,771	134,230
その他の金融負債				
優先株式	200	83	200	71
合計	155,884	154,848	167,222	163,675

（注１）上記表には、金融商品の帳簿価額が公正価値の合理的な近似値である場合、それらの項目に関する情報は含まれておりません。

（注２）１年内回収、１年内返済及び償還予定の残高を含んでおります。

（３）公正価値で測定される金融商品

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル１からレベル３まで以下のように分類しております。

レベル１：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格
レベル２：レベル１以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値
レベル３：観察可能でないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

①　公正価値のヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーごとに分類された要約中間連結財政状態計算書に公正価値で測定される金融資産及び金融負債の公正価値ヒエラルキーは、以下の通りであります。

前連結会計年度（2026年３月31日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（金融資産）				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	－	－	1,851	1,851
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ資産	－	555	－	555
その他	－	－	400	400
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	265	－	52	317
合計	265	555	2,303	3,123

（注）　前連結会計年度において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

当中間連結会計期間（2026年９月30日）

（単位：百万円）

	レベル１	レベル２	レベル３	合計
（金融資産）				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定				
株式	－	－	2,235	2,235
ヘッジ手段として指定されたデリバティブ資産	－	722	－	722
その他	－	－	118	118
その他の包括利益を通じて公正価値で測定				
株式	351	－	52	404
合計	351	722	2,405	3,478

（注）　当中間連結会計期間において、公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替はありません。

②　レベル３に分類された金融商品

レベル３に分類された金融商品について、当中間連結会計期間においては重要な変動は生じていません。

12. １株当たり利益

（１）基本的１株当たり中間利益

基本的１株当たり中間利益（△は損失）及びその算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
親会社の普通株主に帰属する中間利益（百万円）		
親会社の所有者に帰属する中間利益	1,267	888
親会社の普通株主に帰属しない金額		
資本に分類される優先株式への配当	561	591
親会社の普通株主に帰属する中間利益	706	297
普通株式の加重平均株式数（株）	106,286,016	106,312,080
基本的１株当たり中間利益（円）	6.64	2.79

（２）希薄化後１株当たり中間利益

希薄化後１株当たり中間利益（△は損失）及びその算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前中間連結会計期間 （自　2025年４月１日 至　2025年９月30日）	当中間連結会計期間 （自　2026年４月１日 至　2026年９月30日）
親会社の普通株主に帰属する希薄化後中間利益（百万円）		
親会社の所有者に帰属する中間利益	1,267	888
当期利益調整額		
資本に分類される優先株式への配当	561	591
親会社の普通株主に帰属する希薄化後中間利益	706	297
普通株式の希薄化後加重平均株式数（株）		
希薄化の影響	―	―
普通株式の希薄化後加重平均株式数	106,286,016	106,312,080
希薄化後１株当たり中間利益（円）	6.64	2.79

13. 重要な後発事象

該当事項はありません。

２【その他】

2026年５月８日開催の取締役会において、次の通り剰余金の配当を行うことを決議致しました。

（１）配当金の総額

普通株式	532百万円
優先株式	115百万円
第２回優先株式	130百万円
第３回優先株式	315百万円

（２）１株当たり配当額

普通株式	５円
優先株式	3,847,270円
第２回優先株式	4,347,270円
第３回優先株式	3,500,000円

（３）支払請求の効力発生日　2026年６月４日

（注）2026年３月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月16日

株式会社コロワイド

取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山本　道之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	相澤　陽介
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	蕨　　高明

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社コロワイドの2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、株式会社コロワイド及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
・　継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
・　要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記は期中レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
２．ＸＢＲＬデータは期中レビューの対象には含まれていません。